

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

高崎市長 富岡 賢治

市町村名 (市町村コード)	高崎市 (10202)	
地域名 (地域内農業集落名)	榛名地域 (手長・駒寄-五沢・花見町・下六・下五・宮本、松山・宮谷戸・谷津、大日陰、中村、弁才・江戸村、大久保・中二・中三・中四・中五・大和田・中七・上二・本庄・上四・上五・榛名山・上里見2区・上里見3区・神山・塚崎・井ノ下・根岸十王堂・下里見・八丁目・上大島・上里見1区・高浜・本郷・白岩・十文字・宮沢・三ツ子沢・神戸)	
協議の結果を取りまとめた年月日	令和 7 年 9 月 17 日 (第 3 回)	

注1：「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域農業の現状及び課題

当地域は、ウメ、ナシ、モモ、スモモ等を組み合わせた複合果樹経営による観光直売を中心とした産地を形成している。しかし、近年は生産者の高齢化や老木樹の増加による産地規模の縮小、気候変動の影響による生産量・果実品質の低下、クビアカツヤカミキリ及び鳥獣等の被害拡大が課題となっている。また、果樹は収穫までに必要な日数が長く、防災網等の費用も高額なため農地の規模拡大や移転・集積が難しいことも課題である。現状の担い手だけでは産地の衰退は避けられず、遊休農地の拡大も懸念されるため、今後はウメ、ナシ等を主体とした果樹生産の多様な担い手確保に向け、積極的に取り組む。

一方、野菜では「かがやけ新規就農者応援給付金」をはじめとする新規就農支援制度を活用し、露地ナスに取り組む新規参入者が増加している。今後の課題として、早期に農業で生活できる所得の確保が挙げられる。

畜産においては、酪農が盛んで飼料作物の作付面積が増加している。

(2) 地域における農業の将来の在り方

果樹の担い手確保のため、露地ナス等の野菜生産農家へ向けたウメの栽培推進、企業参入など、多様な担い手確保に取り組むほか、ブランド化や6次産業化を図り、価値を高めるなど、将来に渡って産地であり続けられるよう維持していく。

野菜生産を志向する新規参入希望者に対しては、引き続き初期投資が少ない露地ナスの作付けを推進する。

就農間もない新規参入者には、各種就農給付金の終了時に生活できる所得が確保できるよう、ナスに加えてウメのほか、ちぢみホウレンソウ、ズッキーニ等の導入による野菜品目の複合化を推進する。

畜産については、給餌ロボットなど省力化機械の導入を推進するとともに、自給飼料の増産を図る。

2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

(1) 地域の概要

区域内の農用地等面積	1,389.0 ha
うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	1,389.0 ha
(うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積) 【任意記載事項】	ha

(2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方(範囲は、別添地図のとおり)

地域計画の範囲については、原則、農振農用地とする。

注：区域内の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載してください。

3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

(1) 農用地の集積・集約化の方針

農地中間管理機構を活用することで耕作放棄地の増加を防ぐとともに、認定農業者や認定新規就農者等の地域の中核となる担い手に対し、効率的な農地の集積・集約化を進める。さらに、高崎市農地情報登録も活用し、農業委員、農地利用最適化推進委員による相談・調整体制を維持していく。

地元及び関係機関が連携し、地区内外から新規就農者等を受け入れていくための、相談体制・支援体制を整えていくほか、特産の果樹についても、園地リストを作成するなど、集積・集約を図る。

(2) 農地中間管理機構の活用方針

担い手の高齢化が進んでおり、今後も経営規模を縮小または離農する農業者が増えてくると見込まれるため、農地の所有者の意向を踏まえた上で農地中間管理機構に貸し付けし、その農地を担い手に集積・集約していく。

(3) 基盤整備事業への取組方針

地域の意向、担い手の意向を踏まえ、必要に応じて基盤整備事業に取り組む。

(4) 多様な経営体の確保・育成の取組方針

果樹の担い手確保のため、関係機関による新規就農者受入体制(新規就農者が借受けできる園地のリスト化、研修先農家の確保等)を整備する。また、露地ナス等の野菜生産農家へ向けたウメの栽培推進、企業参入など、多様な担い手確保に取り組む。

(5) 農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針

以下任意記載事項（地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください）

☒	①鳥獣被害防止対策	☒	②有機・減農薬・減肥料	☒	③スマート農業	☒	④畑地化・輸出等	☒	⑤果樹等
☐	⑥燃料・資源作物等	☒	⑦保全・管理等	☒	⑧農業用施設	☐	⑨耕畜連携等	☐	⑩その他

【選択した上記の取組方針】

①地元猟友会と連携し、有害鳥獣の捕獲・侵入防止柵による防除・周辺環境の整備を複合的に実施し、鳥獣による農作物被害の低減に努める。

②③④持続可能な地域を目指し、農業の省力・省エネ化及び担い手確保のため、スマート農業技術の導入を検討するとともに、減農薬・有機栽培などによる農作物の高付加価値化、高収益作物の栽培推進（畑地化）及び輸出等による販路拡大など地域の高収益化に向けた取組を検討していく。

⑤ナシ、ウメ老木樹の改植更新による生産基盤の強化を図る。果樹栽培における作業省力化(除草やせん定の軽労省力化等)を目的としたスマート農業技術の普及に取り組み、生産性の向上を図る。果樹産地構造改革に即した果樹の優良品種への改植・新植や省力化に向けた園地整備を進め、担い手への集積を促す環境整備に努める。

⑦中山間地域等直接支払交付金事業の実施を継続して、地域資源の保全管理を推進する。

⑧安定的な果樹生産に必要な多目的防災網や防霜ファンなどについて、国の補助金を活用し推進していく。